



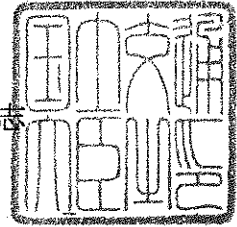
国海総第342号  
平成23年10月18日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

前田 武 志



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について  
諮問する。

記

諮問第140号

船員法の一部改正について

諮問理由

船員法（昭和22年法律第100号）の一部改正を別紙に従って行うことについて、  
船員法第110条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部改正について

第一 船員の労働条件等に関する規制の見直し

一 船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは契約の相手方に対し書面を交付して説明し、雇入契約が成立したときは書面を船員に交付するとともに、書面の写しを船内に備え置かなければならないこととする。

二 船舶所有者は、雇入契約を解除した場合、船員を適切な輸送手段により送還することとする。

三 船舶所有者は、給料の支払に関する事項を記載した書面を船員に交付しなければならないこととする。

四 船員の労働時間等に関する規制を船長等にも適用することとする。

五 船員の休息時間に関する規制について、労使協定に基づく例外を認めることとする。

六 船舶所有者が船員として使用してはならない者の年齢について、見直しを行うこととする。

七 船舶所有者は、船員が航海中に申し出た苦情の処理に係る手続を整備し、当該手続を記載した書面を船員に交付しなければならないこととする。

八 その他、船員の労働条件等に関する規制について、二千六年の海上の労働に関する条約(仮称)に対応した所要の改正を行うこととする。

第二 国際航海等に従事する一定の日本船舶に対する船員の労働条件等についての検査

一 国際航海等に従事する一定の日本船舶の船舶所有者は、当該船舶を初めて又は二の海上労働証書の有効期間の満了後において国際航海等に従事させようとするときは、当該船舶に係る船員の労働条件等について国土交通大臣又は登録検査機関の行う定期検査を受けなければならないこととする。

二 一の定期検査の結果一定の要件に適合すると認められたときは、国土交通大臣は、海上労働証書を交付することとする。

三 一の日本船舶に対する中間検査の実施、臨時海上労働証書の交付、登録検査機関の登録及び監督等について所要の規定を設けることとする。

第三 我が国に寄港する一定の外国船舶に対する船員の労働条件等についての検査

一 国土交通大臣は、一定の外国船舶が国内の港にある間、船員の労働条件等に関し、二千六年の海上の労働に関する条約（仮称）に定める要件に適合しているかどうかについて、その職員に検査を行わせることができることとする。

二 国土交通大臣は、一の検査の結果、一定の要件に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に對する当該要件に適合するために必要な措置をとるべき旨の通告等を行うことができることとする。

第四 その他所要の改正を行うこととする。